

課税標準の特例適用資産について

地方税法第 349 条の 3・本法附則第 15 条に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

主なものを以下に例示しますので、このような資産をお持ちの方は、「課税標準の特例適用申請書」に必要書類を添付のうえ、提出してください。

▷ 公共の危害防止施設等

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
法附則第 15 条第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法で定める汚水又は廃液処理施設で総務省令で定めるもの (わがまち特例 市税条例附則第 10 条の 2 第 1 項)	1/2	特定施設設置 (使用・変更) 届出書の写し
附則第 15 条第 2 項第 4 号イ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物 (石綿が含まれているものその他これに類するものとして総務省令で定めるものに限る。) の処理の用に供する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの	1/2	都道府県知事の許可書の写し 又は環境大臣の認定書の写し
附則第 15 条第 2 項第 4 号ロ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの (法附則第 15 条第 2 項第 4 号イに該当する施設を除く。)	1/3	
附則第 15 条第 2 項第 5 号	下水道法で定める公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの (わがまち特例 市税条例附則第 10 条の 2 第 2 項)	4/5	特定施設設置届出書の写し又は除害施設計画確認 (変更) 申請書の写し

▷ 再生可能エネルギー発電設備

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
附則第 15 条第 25 項第 1 号～第 4 号	再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電, 水力発電, 風力発電, 地熱発電, バイオマス発電)	1/2 ～ 6/7	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けていることが確認出来る書類 (太陽光発電) 経済産業省発行の発電設備の認定通知書の写し (太陽光発電以外)

※太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備について、適用要件が異なりますので詳しくは資産税課までお問い合わせ下さい。

▷ 保育事業に係る設備

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
第 349 条の 3 第 27 項	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（わがまち特例 市税条例第 61 条の 2 第 1 項）	1/2	当該事業の用に供していることがわかる書類及び当該事業実施の認可証
第 349 条の 3 第 28 項	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（わがまち特例市税条例第 61 条の 2 第 2 項）		
第 349 条の 3 第 29 項	児童福祉法に規定する事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）の用に供する家屋及び償却資産（わがまち特例 市税条例第 61 条の 2 第 3 項）		

▷ 中小事業者等の先端設備

適用条項	適用資産及び範囲	特例率	添付書類
附則第 15 条 第 45 項	中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備	1/3 ～ 1/2 (3～ 5 年間)	先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し、先端設備等導入計画に係る認定書の写し 【リース取引でリース会社が申告する場合】 リース契約書の写し、公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し